

## パートナーサイト利用規約

本規約は、株式会社テクノツリー（以下「テクノツリー」という。）が、その製品、サービスおよび連携商材（以下これらを総称して「テクノツリー製品等」という。）を販売するパートナーとして承認した法人または個人（以下「パートナー」という。）に適用される利用規約であり、テクノツリーがパートナーに対しテクノツリー製品等を販売する目的（以下「本目的」という。）で利用するテクノツリー製品等の情報や販売促進のための資料（以下総称して「提供情報等」という。）を開示および提供することに関して、その利用条件を定めるものである。

### 第1条（パートナー承認）

- 1 パートナーを希望する者は、本規約を読み、その内容を理解・承諾した上で、テクノツリーに対して、所定の方法により社名、担当者氏名、連絡先等、テクノツリーが指定する情報を提供し、パートナー承認申請を行う。
- 2 テクノツリーは、前項記載のパートナー承認申請があった場合、独自の裁量による選考の結果、申請を承認する場合、パートナー希望者に対して、必要な情報と共にその旨を通知する。
- 3 テクノツリーがパートナー希望者にこの承認通知を行った時点で、パートナー希望者は、パートナーとしての資格を得る。

### 第2条（パートナーの義務）

- 1 パートナーは、テクノツリーの事前の書面による承諾を得ることなく、もしくは、本目的に必要な範囲を超えて、提供情報等を複製し、第三者に配布または貸与してはならない。
- 2 パートナーは、テクノツリー製品等を購入しようとする自己の顧客に対し、テクノツリーの指定するソフトウェアの使用許諾および保守規約等を承認するよう求める。なお、顧客がこれらについて承認しない場合には、速やかにテクノツリーに連絡をし、その指示に従わなければならない。

### 第3条（権利の帰属）

- 1 テクノツリー製品等および提供情報等に関する工業所有権、著作権等の知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、テクノツリーに帰属し、もしくは、テクノツリーが権利者から正当に（再使用許諾を含め）使用・実施を許諾された権利である。
- 2 パートナーはテクノツリーの事前の承諾を得た場合に限り、且つ、本目的の範囲内において、テクノツリーの商標を含む本知的財産権を使用することができる。
- 3 パートナーは、本知的財産権および提供情報等について、いかなる方法によっても、テ

テクノツリーの事前の承諾なくして、改変、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、および逆アSEMBL等を行なってはいけない。

- 4 テクノツリーは、パートナーに対し、テクノツリー製品等の貸与や、本知的財産権の再使用許諾等を行う権利を付与するものではない。

#### 第4条（秘密保持）

- 1 パートナーおよびテクノツリーは、相手方の営業上、技術上、組織上、その他一切の秘密情報（個人に関する情報を含む）に関し、相手方から口頭、通信若しくは視覚的に秘密である旨明示された情報、文書又は物等（以下、「秘密情報」という。）については厳に秘密を保持しなければならない。第三者に対して相手方の事前の書面による承諾なしに一切開示・漏洩してはならない。また、本目的の外に使用してはならない。ただし、以下の各号に該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 開示を受けた際、既に自ら保有し、又は第三者から適法に入手していたもの
- (2) 開示を受けた際、既に公知であるもの
- (3) 開示を受けた後、開示を受けた者の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
- (4) 開示を受けた後、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に入手したもの
- (5) 開示された秘密情報によらず独自に開発し、これを客観的に立証しうるもの
- (6) 事前に相手方から書面による承諾を得たもの

- 2 パートナーおよびテクノツリーは、相手方から開示された秘密情報は、業務上必要な役員もしくは従業員（以下「役職員」という。）のみが使用するものとし、秘密情報を知得した自己の役職員（秘密情報を知得後、退職した者も含む）に対し、前項に定める秘密保持義務と同等以上に義務を課し、秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。なお、自己の役職員に秘密保持義務を課すことは、開示を受けたその者の秘密保持義務を減殺するものではない。

#### 第5条（個人情報）

- 1 パートナーおよびテクノツリーは、相手方から個人情報（個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報をいう。他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することが可能な情報を含む。また秘密の情報であるか否かを問わない）の提供を受け、それを利用する当事者は、当該個人情報につき、以下のとおりに取り扱うものとする。

- (1) 当該個人の事前の同意ある目的および公表された目的にのみ使用する。
- (2) 当該個人および相手方の事前の同意を得ないで、第三者に公表しない。
- (3) 善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、当該個人情報の目的外利用、紛失、改ざん、漏洩、滅失、毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のための必要な

措置を講ずる。

- (4) 当該個人および相手方の事前の同意を得て、第三者に当該個人情報を管理、利用させる場合は、その第三者に対し、本条と同様の義務を課すと共に、法規を遵守するよう求めなければならない。
  - (5) 本条に違反して、当該個人情報が目的外に利用され、または第三者に開示、漏洩されたことが判明したときは、直ちに相手方に対して報告し、相手方の指示に従う。なお、相手方に対して損害が発生した場合は、当該損害について賠償する責任を負うものとする。
- 2 個人情報を開示した一方当事者は、本条の遵守を確保するため所要の措置（指導、指示または監督）を講ずることができ、相手方はこれに従わなければならない。

#### 第6条（損害賠償・保証・免責）

- 1 テクノツリーは、提供情報等、秘密情報、その他本目的に関してテクノツリーが開示した一切の情報について、その完全性、正確性、適合性、その他一切について、パートナーまたは第三者に対して、如何なる保証も行わない。また、提供情報等、その他情報の利用に関連してパートナーまたは第三者に何らかの損害が発生した場合であってもテクノツリーは如何なる賠償も行わない。さらに、メンテナンス、バージョンアップ等により、提供情報等、その他情報の仕様、対応要件等が変更となった場合についてもテクノツリーは一切の責任を負わない。
- 2 パートナーが本規約の条項のいずれかに違反したことによってテクノツリーに損害が発生した場合、パートナーは当該損害を賠償する責を負う。
- 3 パートナーの顧客その他の第三者に対する損害については、パートナーがその責任と計算において解決するものとし、テクノツリーは直接的と間接的とに関わらず、パートナー、顧客およびその他の第三者に対して一切責任を負わない。

#### 第7条（権利義務移転の禁止等）

- 1 パートナーは、本規約によって生ずる権利または義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、担保設定し、または継承させてはならない。
- 2 テクノツリーは、パートナーが本目的達成のためにのみ提供情報等を開示し、本知的財産権の使用許諾をするものであって、パートナーに対しその著作権その他権利の移転、許諾を行うものではない。

#### 第8条（有効期間）

本規約の有効期間は、本規約の締結日から1年間とする。ただし、契約満了の1ヶ月前までに、パートナーおよびテクノツリーから、何らの意思表示がない場合には、さらに1年間同一条件でこれを延長するものとし、以後も同様とする。

## 第9条（パートナー資格の喪失・パートナー脱退）

1 パートナーまたはテクノツリーが以下の各号のいずれか一つにでも該当するときは、相手方は、何らの催告を行うことなく直ちにパートナー資格を喪失させ、もしくは、パートナーを脱退できる。ただし、パートナー資格の喪失もしくはパートナー脱退について、相手方に事後通知しなければならない。

- (1)本規約に定める事項にひとつでも違反したとき
- (2)破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立てをし、または申立てを受けたとき
- (3)解散、合併、営業の全部または重要な一部の第三者への譲渡が決議されたとき
- (4)パートナーが本目的遂行の過程でテクノツリーの評判を低下させるような言動をしたとき
- (5)その他、本契約を継続しがたい事情が生じたとき

2 パートナーおよびテクノツリーは、相手方に対し、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、「反社会的勢力」という。）の排除に関して、以下の事項を表明および保証し、相手方が違反した場合には、何らの事前の通知、催告を行うことなく直ちにパートナー資格を喪失させ、もしくは、パートナーを脱退することができる。ただし、パートナー資格の喪失もしくはパートナー脱退について、相手方に事後通知しなければならない。また、パートナー資格の喪失もしくはパートナー脱退により相手方に損害が生じても、一切賠償責任を負わないものとする。

- (1)反社会的勢力ではないこと
- (2)反社会的勢力が経営を支配または経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
- (3)反社会的勢力を利用しないこと
- (4)反社会的勢力に対して資金提供または便宜供与などの関与をしていると認められる関係を有しないこと
- (5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (6)上記(1)～(5)について、将来にわたり該当しないこと

## 第10条（準拠法および合意管轄）

- 1 本契約は日本法に準拠する。
- 2 本契約からまたは契約に関連して、当事者間に生ずることがあるすべての紛争が生じた場合には、神戸地方裁判所を第一審専属合意管轄裁判所とする。

## 第11条（パートナー資格喪失もしくはパートナー脱退後の措置）

パートナーが資格を喪失し、もしくは、脱退した後、パートナーおよびテクノツリーの両者は相手方から開示された提供情報等、秘密情報、個人情報および本知的財産権に係る

情報その他一切の情報を遅延なく相手に返還し、記録媒体上から削除し、または、廃棄しなければならない。パートナーは、資格喪失もしくは脱退後、すでに受領した提供情報等その他一切の情報は利用することができなくなることを理解し、且つ、本知的財産権の使用ができなくなることを認識し、その旨、承諾する。なお、第4条（秘密保持）、第6条（損害賠償・保証・免責）および第10条（準拠法および合意管轄）の規定は本規約の終了後においてもなお効力を有する。

#### 第12条（本規約の変更方法）

- 1 テクノツリーは、パートナーに事前に変更内容を通知することにより、本規約の内容等を変更、追加、廃止することができる（以下、変更、追加、廃止後のものを「新規約」という。）。
- 2 前項に記載の変更内容の通知は、新規約の内容及び効力発生日から30日以上前に行う。ただし、文言の修正等パートナーに不利益を与えるものでない軽微な変更の場合には、事前の通知を省略し、事後に通知をすることもできる。

以上

2022年6月23日 制定